

## 平成29年度第8回山口市農業委員会農地部会議事録

- 1 日 時 平成29年11月20日（月）午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 会議室棟2階 A会議室
- 3 出席者
  - (1) 出席委員（20名中17名：農地部会委員16名及び会長1名）  
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、片山 潤之、藤村 守、  
海地 博志、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、  
永松 之生、金子 哲昌、綾城 初江、田戸 洋志、中村 敏、  
山根 伊都子、安田 敏男
  - (2) 欠席委員（3名）長尾 進、藏重 秀雄、佐々木 慶市
  - (3) 事務局  
山根副参事・開地副主幹・浦部
  - (4) 会議傍聴人  
なし
- 4 会議
  - (1) 議事録署名委員指名
  - (2) 議案審議
  - (3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。  
ただいまから平成29年度第8回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。  
本日は在任委員数19名中、出席委員数16名、欠席委員3名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。  
まず、本会議の議事録署名委員に、山口・鴻南地区の藤村 守委員と中村敏委員を指名します。  
よろしく申し上げます。

木原部会長

それでは、議事に入ります。  
本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農地転用事業計画変更承認申請、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、農用地区域の変更の審議、平野地区特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取について及び現況証明についてです。  
審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用意見聴取事案に対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。  
事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは1ページをお開きください。  
合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから南へ150mから500mに位置する都市計画法の規定による用途が定められた地域内にある第3種農地及び、農用地区域内の農地です。以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。  
後継者として贈与を受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は88アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、秋穂西です。

申請地は、二島地域交流センターから南東へ800mから1.1kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

事務局開地

利用権を設定し現在も耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は2,969アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、秋穂西です。

申請地は、二島地域交流センターから南東へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

利用権を設定し現在も耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は2,969アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、秋穂西です。

申請地は、二島地域交流センターから南東へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

利用権を設定し現在も耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は2,969アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から南東へ110mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、45アールですが、山口市が平成28年12月20日に定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第6号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.8kmに位置する、農用地区域内の

事務局開地

農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、53アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から北西へ990mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、161アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、徳地串です。

申請地は、徳地地域交流センター串分館から南西へ1.8kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は周南市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。取得後の経営規模は60アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、徳地島地です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から南西へ250mに位置する公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。取得後の経営規模は133アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北西へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地及び公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、43アールとなりますが、山口市が平成28年12

事務局開地

月20日に定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、徳地柚木です。

申請地は、徳地地域交流センター柚野分館から北東へ3.8kmに位置する公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

後継者として申請地を取得し、経営規模の安定を図るものです。

取得後の経営規模は235アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、阿東地福上です。

申請地は、阿東地域交流センター地福分館から南へ800mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人は高齢で管理が困難なため、譲受人が申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、214アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を経て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

藤村委員

議案第8号についてですが、周南市の方が耕作するということですがどのような管理をされるか教えてほしい。

永松委員

この議案については、徳地串の担当者が現地を確認して良いと判断していますが、だいたい周南市から30分ぐらいで来れます。

藤村委員	農業機械の所有状況はどうなっていますか。
山根副参事	申請者の方は周南市にお住まいです。明確な法律規定があるわけではないですが、通作距離の要件として片道40kmで1時間以内としております。 譲受人の方は、徳地地域の空家を取得して移り住み、農地を管理し、営農規模を拡大するという営農計画から、徳地地区協議会でも協議し許可しても良いという結果になっております。
藤村委員	わかりました。田畑が荒れなければ良いと思います。
木原部会長	その他、意見はありますか。
	<b>【意見なし】</b>
木原部会長	特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。  それでは採決に入ります。 ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第12号について一括で採決を行います。 農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	<b>【委員挙手（多数）】</b>
木原部会長	挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。
事務局開地	それでは7ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図15ページをお開きください。  議案第13号、仁保中郷です。 申請地は、仁保地域交流センターから南東へ750mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。 申請人は、市内に居住する、会社員です。 日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するも

事務局開地

のです。

議案第14号、矢原町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南西へ800mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼アパート経営者です。

農業後継者がいないため、土地の有効利用を図り共同住宅を建設するものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

**【意見なし】**

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

続きまして、議案第13号から議案第14号について、一括で採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

木原部会長

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、9ページをご覧ください。  
合わせて、参考位置図17ページをお開きください。

議案第15号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。  
日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第16号、大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから西へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員とパート職員です。

申請地に隣接する病院の駐車場が不足しており、需要が見込めるため、駐車場を整備し貸すものです。

議案第17号、大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから西へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員とパート職員です。

現在借家住まいであり、手狭なため大型スーパーや医療機関に近い申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第18号、平野三丁目です。

申請地は、JR宮野駅から北西へ690mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み学校や病院や商業施設にも近く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第19号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.3kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。



## 事務局開地

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。  
申請地周辺は近年住宅化が進み、住宅用地に最適であるため、宅地分譲するものです。

議案第20号から議案第22号、黒川は関連があるので一緒に説明します。  
申請地は、平川地域交流センターから南へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、長崎県佐世保市内に本店を有し、建設業を営む法人です。  
申請地の北東に隣接する宅地を購入し山口支店を設立するに当たって、社員駐車場及び来客用駐車場、ならびに進入路を確保する必要が生じたため、それぞれ整備するものです。

あわせて、日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡充を図るものです。

議案第23号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ510mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は近年住宅化が進み、住宅用地に最適であるため、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第24号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ460mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の利便性が良く需要が見込めるため、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。  
日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

事務局開地

議案第26号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ920mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第27号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ900mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいで、家族も増え手狭になったため、実家に近い申請地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第28号、小郡上郷です。

申請地は、JR仁保津駅から北西へ1.0kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、土木建築工事業を営む法人です。

既存資材置場の隣接地で、利便性が良いため、資材置場として利用するものです。

議案第29号、小郡上郷です。

申請地は、小郡インターチェンジから東へ500mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、自動車販売業を営む法人です。

申請地の近距離で自動車販売業を営んでおり、業務拡大のため申請地を取得し駐車場として造成するものです。

議案第30号、小郡下郷です。

申請地は、JR上郷駅から南西へ580mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

駐車場が不足しているため、駐車場及び農機具倉庫として、敷地拡張するものです。

事務局開地

議案第31号、小郡山手上町です。

申請地は、小郡総合支所から北へ510mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員兼アパート経営者です。

申請地周辺は、公共施設、学校及びスーパーが近く需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと見込み、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第15号から議案第31号について、一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

木原部会長

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。  
事務局より説明をお願いします。

事務局開地

それでは、19ページをご覧ください。  
合わせて参考位置図31ページをお開きください。

議案第32号、陶事業計画変更です。

申請地は、陶地域交流センターから西へ900mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

平成24年8月28日付けで、敷地拡張を目的とした農地法第4条の許可を受け、隣接する宅地と一体で建物敷地として利用する予定であったが、申請地の一部しか使わなかったため転用面積を変更するものです。

以上の事業計画変更の議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法において、立地基準に適合しており、また、一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題がないため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において審議に付され、議案審査票において、立地許可基準および一般許可基準にもとづく現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で事業計画変更に係る申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました事業計画変更に係る議案第32号について採決を

木原部会長

行います。

事業計画変更について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました、事業計画変更に係る申請について、承認といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、20ページをご覧ください。

農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第33号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計589筆1,271,383.30㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

**【意見なし】**

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。

木原部会長

議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地

それでは、21ページをご覧ください。  
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第34号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、  
合計522筆、1,204,953㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項  
の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことにつ  
いて何か意見等があればお願いします。

**【意見なし】**

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画  
について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議  
なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、特定農用地利用規程の認定についての審議を行います。  
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地

それでは、22ページをご覧ください。

議案第35号、平野地区特定農用地利用規程に対する意見聴取です。

農地利用改善組合特定利用規程について、市長より農業経営基盤強化促進  
法に基づき、意見を求められています。

本事業は、地域の農地の有効利用と、農業経営の改善を行うことを目的と  
しております。

当該利用規程においては、各条項で実施区域や作付け地の集団化の促進、

事務局開地 栽培管理の改善の促進、耕作放棄の解消など農用地の利用関係の改善、特定農業法人への利用集積を図ることなどが定められており、本市の「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に適合しております。  
ご審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か御意見等があればお願ひします。

海地委員 これは元にあった計画を変更したことに対する認定を審議することですか。この地区は既に法人化し規約等を平成25年に認定していますが。

山根副参事 事務局から特定農用地利用規程の概要について説明します。これは、一つの集落営農法人を立ち上げ管理するエリアを定めます。その定めたエリア内の農地について法人が集約していくものです。個人で持たれていた農地を法人が頼まれば法人が受けて管理するものです。この規程の認定は市の方に対して農業委員会の意見を聴き問題がなければ認定するものです。有効期間は5年間で2回目の更新は出来ないため、10年経過したら新たな規程を作成して農業意委員会の意見を聴くことになっております。

海地委員 わかりました。農業委員会への意見聴取ということですね。

山根副参事 実質的には農林政策課で規約や規程の文言等で修正が必要な部分の確認はされていて問題はないと思います。エリアや加入者の見直しが主なところでは。

木原部会長 その他、意見等ありますか。

**【意見なし】**

木原部会長 特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第35号の特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取について、採決を行います。  
この件につきまして、規程の内容に賛同される方の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

木原部会長 挙手多数と認め、議案第35号の特定農地利用規程の認定に対する意見聴取については、妥当であるとして回答いたします。

木原部会長

それでは次に、現況証明についての審議を行います。  
議案説明を事務局よりお願いします

事務局開地

それでは、46ページをご覧ください。  
合わせて、参考位置図32ページをお開きください。

議案第36号、大内長野です。

登記地目が田の土地1筆、409㎡については、平成7年の排水路改修工事の際に砂利や土石を仮置きして、荒廃となり現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第37号、神田町です。

登記地目が田の土地1筆、8.64㎡については、昭和56年頃から水路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第38号、吉田です。

登記地目が畑の土地1筆、11㎡については、昭和61年頃から駐車場の一部として植栽され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第39号、佐山です。

登記地目が田の土地1筆、302㎡については、昭和61年6月30日付けで農地法第4条第1項6号の届出により、農舎を建設した際に、届出以外の農地にも造成し建物敷地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第40号、小郡下郷です。

登記地目が田の土地1筆、223㎡については、昭和57年頃から資材置場として利用されていたが、平成7年5月頃からは、駐車場として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。



事務局開地 現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長 ただ今事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か意見等があればお願ひします。

【意見なし】

木原部会長 それでは、特に意見がないようですので議案第36号から議案第40号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。  
次に、報告事項に入ります。  
事務局から報告をお願ひします。

事務局開地 本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。10月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の意見聴取事案については、記載のとおりです。  
報告については以上です。

木原部会長 ただいまの報告について、各委員さんから何かご質問がありましたらお願ひします。

【意見なし】

木原部会長 それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。慎重な御審議ありがとうございました。  
それでは、その他の事項ですが、委員さん又は事務局から何かありますか。

【意見なし】

木原部会長 ないようでしたら、以上で本日の日程を終了します。お疲れ様でした。

以上、平成29年度第8回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成29年11月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部会長 木原 義則 印

署名委員 藤村 守 印

署名委員 中村 敏 印

記録者 浦部 一生 印